



スカパーJSAT

SSD-O2-12-001

# EsBirdサービス 契約約款細則

第3版  
(平成25年2月)

スカパーJSAT株式会社

EsBirdサービス契約約款細則 目次

細 則 ----- 1

1        ネットワーク契約に基づく権利の譲渡の禁止----- 1

2        契約者の地位の承継----- 1

3        契約者の氏名等の変更----- 1

4        EsBird地球局設備等の設置場所等の提供 ----- 1

5        電気の提供----- 1

6        自営端末設備の接続----- 1

7        自営端末設備のIPアドレス ----- 1

8        自営端末設備に異常がある場合等の検査----- 2

9        自営電気通信設備の接続----- 2

10       自営電気通信設備に異常がある場合等の検査 ----- 2

11       電気通信設備の維持 ----- 2

12       資料の提出 ----- 3

13       時計、業務書類等の備えつけ----- 3

14       トランスポンダ技術仕様 ----- 3

15       センター局及びサブセンター局の据付け場所 ----- 3

16       EsBirdサービス技術資料 ----- 3

附 則 ----- 4

## 細 則

### 1 ネットワーク契約に基づく権利の譲渡の禁止

契約者は、EsBirdサービスの提供を受ける権利その他ネットワーク契約に基づく権利を他に譲渡することができません。

### 2 契約者の地位の承継

- (1) 相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出ていただきます。
- (2) 前号の場合において、相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、前号の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

### 3 契約者の氏名等の変更

契約者は、その氏名もしくは名称または住所もしくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出ていただきます。

### 4 EsBird地球局設備等の設置場所等の提供

EsBird地球局設備等を設置するために必要な場所及び施設は、契約者に提供していただきます。

### 5 電気の提供

EsBird地球局設備等に必要な電気は、契約者に提供していただきます。

### 6 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、EsBird地球局設備等に自営端末設備を接続する場合、またはEsBird地球局設備等に接続されている電気通信設備を介してEsBird地球局設備等に自営端末設備を接続する場合は、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、前号の請求があったときは、次の場合を除いてその請求を承諾します。
  - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
  - ウ EsBirdサービスの提供に支障があるとき、又は支障の生じる恐れのあるとき。
- (3) 当社は、前号の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) 前号の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前4号の規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、そのEsBird地球局設備等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

### 7 自営端末設備のIPアドレス

当社は、自営端末設備の利用に必要なIPアドレスを指定します。なお、契約者が独自のアドレスで自営端末設備を利用する場合は、契約者の責任と負担で行っていただきます。

## 8 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、EsBird地球局設備等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他EsBirdサービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) 前号の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) 第(1)号の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備をEsBird地球局設備等から取りはずしていただきます。

## 9 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、EsBird地球局設備等に自営電気通信設備を接続する場合、またはEsBird地球局設備等に接続されている電気通信設備を介してEsBird地球局設備等に自営電気通信設備を接続する場合は、その接続を行う場所、その自営電気通信設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、前号の請求があったときは、その接続が技術基準等に適合しない場合を除いて、その請求を承諾します。
- (3) 当社は、前号の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) 前号の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前4号の規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、そのEsBird地球局設備等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

## 10 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

EsBird地球局設備等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他EsBirdサービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、細則8(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

## 11 電気通信設備の維持

当社は、EsBirdサービスの提供に係る当社の電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年総務省令第30号。以下「事業用電気通信設備規則」といいます。)に適合するよう維持します。

## 12 資料の提出

契約者は、EsBirdサービスの提供に係るEsBird地球局設備等に関し、当社が事業法、事業法関連諸規則、電波法及び電波法関連諸規則の規定に基づく手続きを行うにあたっては、そのEsBird地球局設備等に関する必要な書類及び資料を提出していただきます。

## 13 時計、業務書類等の備えつけ

契約者は、EsBirdサービスの提供に係る地球局に関し、電波法第60条の規定に基づき必要とされる時計、業務書類等を契約者の責任と負担において備えつけていただきます。

## 14 トランスポンダ技術仕様

トランスポンダの性能は、次のとおりとします。

| 項 目                                                                                                     | 性 能 等                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 人工衛星の種別                                                                                                 | スーパーバードB号衛星 Kuバンド        |
| トランスポンダが飽和したときの等価等方輻射電力(EIRP)                                                                           | 47dBW以上                  |
| トランスポンダを飽和させるために必要な電力束密度(SFD)                                                                           | -90dBW/m <sup>2</sup> 以下 |
| 人工衛星のアンテナの受信利得とシステム雑音温度比(G/T)                                                                           | 6dB/K以上                  |
| 備考                                                                                                      |                          |
| 1 スーパーバードB号衛星とは、おおむね東経162度の静止軌道位置にある人工衛星をいいます。                                                          |                          |
| 2 トランスポンダの性能の測定は、当社のスーパーバード茨城ネットワーク管制センターに設置された中継器特性測定装置及び北緯36度31分53秒、東経140度22分20秒に設置された地球局設備を使用して行います。 |                          |
| 3 EIRPとSFDの測定は、単一の搬送波を使用します。                                                                            |                          |
| 4 SFDの測定値は、トランスポンダごとの可変減衰器による減衰量を0dBとしたときの値とします。                                                        |                          |

## 15 センター局及びサブセンター局の据付け場所

EsBirdサービスに係るセンター局及びサブセンター局の据付場所は、次の通りとします。

| 局種別     | 据付場所                   |
|---------|------------------------|
| センター局   | 神奈川県横浜市緑区三保町 2 4 8 - 1 |
| サブセンター局 | 山口県山口市荻町 3 - 1         |

## 16 EsBirdサービス技術資料

- 1 EsBirdサービスの概要
- 2 責任分解点およびインタフェース仕様

## 附 則

(実施期日)

第1条 この細則は、平成22年4月1日から実施します。

(EsBirdラインの技術資料に関する経過措置)

第2条 EsBirdサービス契約約款附則(平成22年4月1日付)第2条(EsBirdラインの提供条件に関する経過措置)に定めるEsBirdラインに係るEsBirdサービス利用の手引きについては、細則16の定めに拘わらず、従前(EB-0040/V1)の通りとします。

## 附 則

(実施期日)

第1条 この細則は、平成25年2月1日から実施します。

(EsBirdラインに係るセンター局の据付場所)

第2条 EsBirdラインに係るセンター局の据付場所は、次の通りとします。

| 局種別   | 据付場所             |
|-------|------------------|
| センター局 | 茨城県常陸大宮市工業団地60番地 |

---

資料名 EsBirdサービス契約約款細則

資料番号 SSD-O2-12-001

平成22年4月1日第1版

平成22年10月1日第2版

平成25年2月1日第3版

スカパーJSAT株式会社

東京都港区赤坂1-14-14

TEL : 03 - 5571 - 7770

---

(不許複製、禁転載)

